

介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、村が策定する「占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定め、3年ごとに見直すことになっています。

第1段階から第3段階までは消費税で確保される財源を用いた低所得者対策が実施されるため、負担割合が引き下げられます。

その他の段階の保険料は、介護サービス利用者の増加とともに介護給付費も同じく増加しているため、引き上げとなりましたが、給付費準備基金の繰入を行うことによって、保険料の負担軽減を図っています。

<保険料>

所得段階	対象者		割合	年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方 世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と他の所得金額の合計が80万円以下の方 		0.285 <軽減前> (0.455)	17,400円 <軽減前> 27,800円
第2段階	本人及び世帯全員が村民税非課税	前年の課税年金収入額と他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485 <軽減前> 0.685	29,600円 <軽減前> 41,900円
第3段階		前年の課税年金収入額と他の所得金額の合計が120万円を超える方	(0.685) <軽減前> 0.690	41,900円 <軽減前> 42,200円
第4段階	本人は村民税非課税で同一世帯に村民税課税者がいる	前年の課税年金収入額と他の所得金額の合計が80万円以下の方	0.900	55,000円
第5段階		前年の課税年金収入額と他の所得金額の合計が80万円を超える方	1.000 (基準)	61,200円
第6段階	本人が村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	73,400円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	79,500円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	91,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	104,000円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	116,200円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	128,500円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	140,700円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	146,800円